

平成21年5月  
海事局運航労務課

## 船員労働安全衛生規則の一部改正について

### 1. 背景

現在、海難事故の防止及び海上の人命の安全を確保するために、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）が発効しており、我が国もこの条約の締約国です。

今回、国際海事機関（IMO）の第10回ばら積み液体・ガス小委員会（BLG10）において、海洋汚染防止条約（MARPOL条約）附属書Iで定める油について、労働者の健康と安全の観点から、その性状や取扱上の注意点に関する情報が船員に提供されるべきである旨を内容とするSOLAS条約改正案が起草され、平成19年10月の第83回海上安全委員会（MSC83）において採択され、平成21年7月1日より発効することとなりました。

そのため、船員法（昭和22年法律第100号）第81条の規定に基づく船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）を改正して、これを国内規制に取り入れることとします。

### 2. 改正の概要

- (1) 船舶所有者に対し、油（海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に定める油）を運送する場合に、当該油の成分や取扱い上の注意等必要な事項が記載された文書を船内に備え置くこととします。
- (2) その他、所要の改正を行います。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成 21年 6月 下旬

施 行： 平成 21年 7月 1日（改正SOLAS条約の発効と同日）